

平成30年度

坂越漁港小型船舶係留施設年度事業報告書

赤穂市長様

31年4月26日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

西宮市西宮浜1丁目46-1 西宮ポートパーク内

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

特定非営利活動法人

兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会

理事長 中条博義



電話 (0798) 37-2080

担当者氏名 松野 憲男

坂越漁港小型船舶係留施設の管理に関する年度事業報告書について、下記のとおり報告
します。

記

1. 管理業務の実施状況
2. 施設利用状況及び利用料金の収入実績
3. 管理業務に係る経費の収支状況(収支決算書)



- ⑤ (一財) 日本海洋レジャー安全振興協会と連帯したBAN
(ボートアシストネットワーク)のボートレジャーキューシステムへの加入促進活動の実施

- ・ BAN会員募集案内書を利用者全員に配布

BAN は、シーマンのための会員制救助システムです

無料

曳航・伴走
サービス

24時間365日

BANのレスキューネットワークは、マリーナや海事従業者等の協力によって構成され、24時間365日、乗員の安全をサポートすることを主な業務にしています。

レスキューの流れ

<p>1 トラブル発生</p> 	<p>6 救助到着</p> 
<p>2 電話またはBANコナビ</p> 	<p>5 曳航</p> 
<p>3 BAN 出発</p> 	<p>4 出航</p> 

洋上で航行不能になったボート・ヨットを
最寄りの安全な係留地に
曳航または伴走します



24時間・365日
の安心を月々わずか
¥1,500*から

※引込未済の場合

BANのサービス海域 (サービス海域は沿岸10海里で
かつ電話の到達距離範囲内です)

● RS(救助船基地): 760箇所
(2018年11月末現在)



新サービスエリア
2019年4月
サービス開始

会員募集中

☎ 0120-450-043

ホームページからも申し込み可能です。 www.kairekkyo.gr.jp/ban

⑥ 放置艇に対する啓発活動及び誘導活動

- ・ 関西ポートショーに出展し、放置艇問題やマナー・ルール等の啓発活動を実施
4月6～8日 関西ポートショー出展
10月20日～21日 関西フローティングショー出展



関西ポートショー出展



関西ポートショー出展



関西ポートショー出展



関西ポートショー出展



関西フローティングショー出展



関西フローティングショー出展

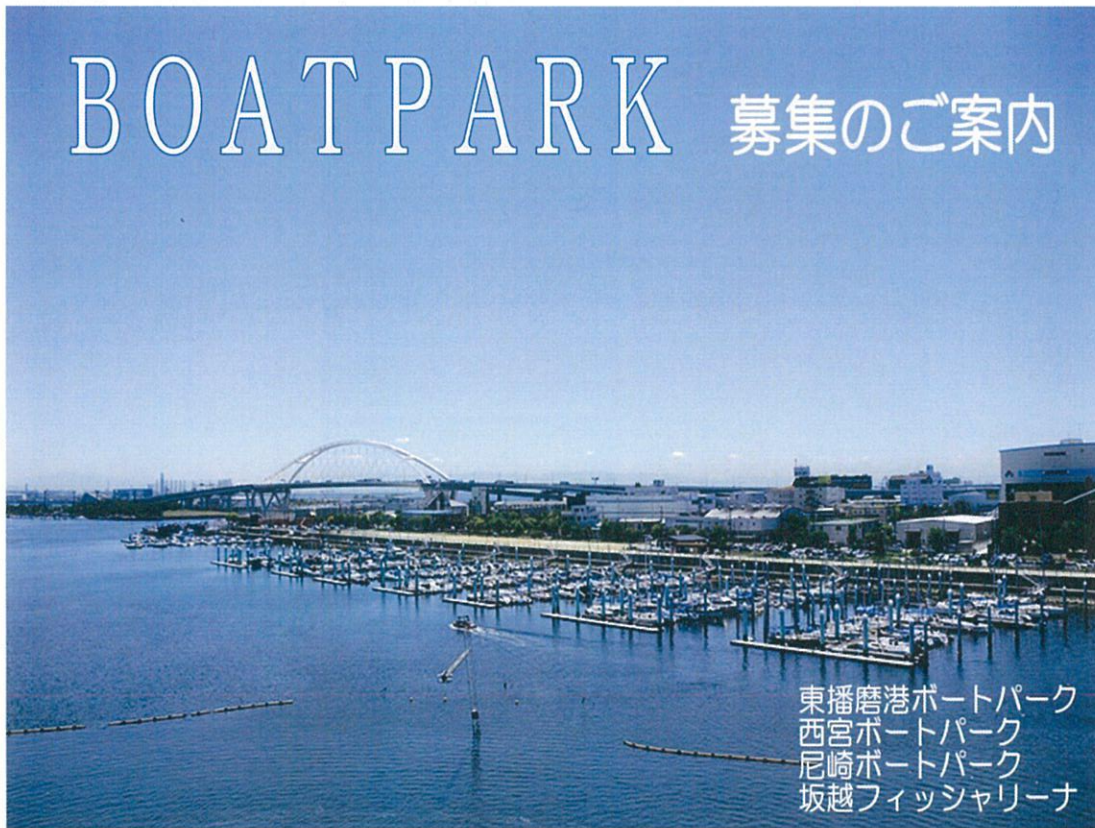


関西フローティングショー出展



関西フローティングショー出展

・ボートパーク利用者募集パンフレットにて誘導活動



ボートパーク利用者募集中!!

NPO法人「兵庫県の水辺の秩序ある利用を進める会」は平成18年4月1日より兵庫県の指定管理者としてボートパークの管理運営を行っています。ぜひ、施設をご利用ください



標準的な係留可能ボートサイズ

船種名	二見	西二見	播磨	尾上	西宮	尼崎	坂越
全長	8m	8m	8m	8m	8m	8m	7.5m
幅幅	2.5m	2.5m	3m	2.5m	3m	3m	2.5m
喫水	-1.0m	-1.0m	-1.0m	-1.0m	-1.0m	-1.0m	-1.0m

施設の利用料金

区分	料率	東播磨港 B.P.			その他	
		二見	西二見	播磨	尾上	西宮
全長 6m 未満	1隻/1ヶ月	7,500円			14,400円	3,900円
全長 6m 以上 7.5m 未満		7,700円			15,400円	4,100円
全長 7.5m 以上		船長 1m 又は 1m に満たない乗数を増すごとに 160円を超過した額				150円を超過

ボートパーク利用申し込み方法

- 1 申請書・署名、捺印済のもの1部
 - 2 誓約書・署名、捺印済のもの1部
 - 3 船検検査証書 有効期間内の写し1部
 - 4 船検検査手帳 写し1部
 - 5 登録事項通知書又は証明書写し1部
日本小型船舶規格JIS1が交付したもの
 - 6 住居簿 or 商業登記簿の謄本
【個人所有・共同所有の場合】
住民票1部(発行日から3ヶ月以内のもの)
【共同所有の場合(共有者全員)】
【法人所有の場合】
法人登記簿謄本1部(発行日から3ヶ月以内のもの)
 - 7 写真・船検全長1枚、船検検査済証書が確認できるもの1枚、計2枚
 - 8 共同所有者各簿一具(所有者のみ)
- ※入船時刻により公開中止する場合がございます
※申請書、誓約書、共同所有者名簿はホームページから印刷できます <http://www.npo-uwh.jp>

・ 日常点検・清掃業務 (週2回実施)



特定非営利活動法人 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会

坂越フィッシャリーナ

2. 施設利用状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3 0 年 度	③ 当月許可隻数	14	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	当月許可金額	688,200	0	0	0	0	0	20,500	0	0	0	0	0
	当月廃止隻数	0	0	0	-1	-1	-1	0	0	0	0	0	0
	④ 当月廃止金額	0	0	0	-27,300	-24,600	-20,500	0	0	0	0	0	0
	A 総許可額(売上)	688,200	688,200	688,200	660,900	636,300	615,800	636,300	636,300	636,300	636,300	636,300	636,300
	① 月末許可数	14	14	14	13	12	11	12	12	12	12	12	12
	② 未申請	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	B 在隻(未申請含む)	15	15	15	14	13	12	13	13	13	13	13	13

3. 管理業務に係る収支決算書

坂越漁港小型船舶係留施設の管理運営に関する業務の収支決算書

(平成30年度分)

(単位：円)

収 入

項 目	内 訳	備 考
利用料収入	636,300	3月末在籍数12隻
合 計 (a)	636,300	

支 出

項 目	内 訳	備 考
人件費 給料	294,022	人件費は用役基準、
手当		人件費以外の一般管理
		費は付加価値額比率配
委託料	247,000	賦で計上。
事務費 消耗品	153,565	
印刷製本	5,412	(事務用品費)
通信運搬	44,559	(通信費・旅費交通費)
事業費	136,774	
管理費 光熱水費	3,094	
修繕費	13,942	
小 計 (b)	898,368	
納付金 (c)	78,000	
合 計	976,368	

平成30年度 指定管理者管理運営事業評価シート

1 評価対象施設

公の施設の名称		坂越漁港小型船舶係留施設			
所在地		赤穂市坂越167番地4地先			
指定管理者	団体名	特定非営利活動法人 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会	指定期間	開始日	平成30年 4月 1日
	所在地	西宮市西宮浜1丁目46番1		終了日	平成33年 3月31日
選定方法		公 募 ・ 非公募	評価実施年	指定期間 3年のうち 1年目	
施設設置目的		漁港で放置または不法に係留している放置艇・不法係留船を適切に收容することで、良好な漁港環境を実現させる。運営はこの目的に沿って坂越漁港内に整備した係留施設について一括管理する。			
主な実施事業		<ul style="list-style-type: none"> ・施設使用希望者に対する施設の使用許可の発行、料金徴収及び利用者に対する啓発活動。 ・施設の利用促進活動及び点検・清掃活動。 			

2 利用状況(目標と実績)

成果指標		単位	目標	H30実績	目標	H31実績	目標	H32実績
a	係留数	艇	14	12(3月末)	11		10	
b	稼働率	%	42.4	36.4	33.3		30.3	

3 指定管理業務にかかる収支状況

区 分		平成30年度決算	平成31年度予算	平成32年度予算	
収入計		A	636,300	545,000	455,000
	利用料収入	C	636,300	545,000	455,000
支出計		B	976,368	909,000	900,000
事業費					
	内、人件費	D	294,022	408,000	400,000
	内、再委託料	E	247,000	247,000	247,000
事業収入		A-B	△340,068	△364,000	△445,000
利用料比率		C/A	100 %	100 %	100 %
人件費率		D/B	30.1 %	44.9 %	44.4 %
再委託費比率		E/B	25.3 %	27.1 %	27.4 %
<p>・支出欄「D・E」は代表的な内訳を取り上げているため合計額とはならない。 ・事業費は、該当年度及び過年度決算を記入する。また、右欄には、次年度予算を記載する。</p>					
補足説明		NPO法人に於いては、会員はNPO法上の社員に当たり会員への業務委託は外部委託に該当しません。			

4 事業評価

評価区分	評価項目	自己評価	所管評価	
① サービスの履行	人員体制	事業計画に即し、人員を過不足なく配置している。	A	A
		必要な資格、経験を有する人員が確保されている。	A	A
		事業計画に即し、計画的に研修等を実施している。	B	B
	第三者への委託	外部委託の内容は、事前に市の承認を受けており適切である。	A	A
		外部委託業者に対して協定書等を遵守している。	A	A
	法令遵守等	法令、条例等に基づき、必要な点検、報告等を行っている。	A	A
	個人情報保護	個人情報保護に関する法令を遵守している。	A	A
		個人情報の漏洩、滅失等の事故防止対策を講じている。	A	A
	情報公開	情報公開に関する法令や条例に準拠した運用がなされている。	A	A
		協定書等に従い、情報を適切に管理し、公表している。	B	B
	管理記録	業務日誌等を適切に整備、保管している。	A	A
		点検、修繕等の履歴が適切に記録、保管されている。	A	A
	連絡調整	協定書等に従い、各種報告書を市に提出している。	A	A
		市、関係団体等との連絡調整を適切に行い、情報の共有が図れている。	A	B
緊急対応	事故、災害等の緊急時の連絡体制が整備されている。	A	A	
	緊急時のマニュアルが整備され、定期的に訓練を行っている。	A	B	
	緊急時又は危険予測時、直ちに措置を講じ、市に報告を行っている。	A	B	
財務状況	指定管理者の財務状況は、業務の継続が可能な状態である。	A	A	
総括	①サービスの履行に関する評価	A	A	
② サービスの質	施設管理	協定書等に従い、開館日、閉館時間等を遵守している。	A	A
		事故防止及び安全確保のために必要な対策を講じている。	A	A
	利用者対応	利用許可、利用料金の徴収、減免、還付等の受付業務を適切に行っている。	A	A
		利用者に対して設備、備品等を適切に提供している。	A	A
	事業運営	言葉使い、態度、服装等接遇が適切である。	A	A
		事業計画に即し、必須事業を実施している。	A	A
	維持管理	施設の目的に沿った自主事業を実施している。	A	A
		事業内容がサービス水準の向上に寄与している。	B	B
		仕様書等に従い、維持管理を適切に行っている。	B	B
		仕様書等に従い、設備の保守管理を行っている。	A	A
	環境配慮	備品台帳に基づき、備品を適切に管理している。	A	A
		協定書等に従い、適切に修繕を行っている。	A	A
	環境配慮	省エネルギー、省資源等環境への配慮がなされている。	A	A
	広報活動	事業の開催案内、ホームページの管理等を適切に行っている。	A	A
苦情等対応	要望、苦情等に対して迅速かつ適切に対応している。	A	A	
	要望、苦情等を整理し、遅延なく市に報告している。	A	A	
事業評価	利用者アンケート調査を実施し、その結果を利用者等に公表している。	B	B	
	利用者の利便性向上を図るため、自己評価を実施し、利用者等に公表している。	A	A	
提案事項	指定管理者の提案事項については、市と協議し、提案のとおり実施している。	A	A	
利用状況	利用者数、稼働率等は、目標に対し妥当な水準である。	A	A	
総括	②サービスの質に関する評価	A	A	
③ 安定性	経理事務	専用の口座等を備え適切に経理事務を行っている。	A	A
	予算執行	収支予算書の範囲内で適正に予算を執行している。	A	A
	経費縮減	経費が縮減され、又は縮減に向けた努力を行っている。	A	A
	収支状況	収支予算書と比較して、収支状況は妥当である。	A	A
	総括	③安定性に関する評価	A	A

所見 (成果、課題等)	【自己評価】 ・専門知識を持った担当者が施設の保守・点検及び利用状況の確認を行い安全確保に努めた。 ・赤穂に於ける兵庫県のパークが整備され、利用者が減少し、赤字経営である。 ・Aバースに於いては南の風による影響が大きく施設利用に影響が出ている。		
	【所管評価】 指定管理者の管理状況は良好である。 利用料収入で支出額を全額賄えていない状況であるので、引き続き利用料収入の増収に努められたい。		
前年評価	—	総合評価	A

※評価基準

自己評価・所管評価	A	優良	協定書、仕様書、事業計画書等を遵守し、要求水準より優れている。
	B	良好	協定書等を遵守し、要求水準を概ね満たしている。
	C	要改善	協定書等に定める要求水準を下まわっており、改善が必要と認められる。
総括	A	優良	評価項目の評価が全てB以上であり、かつAが過半数である。
	B	良好	優良、要改善以外の評価
	C	要改善	評価項目の評価の内、Cが1割以上含まれる。
総合評価	A	優良	自己評価、所管評価の「総括」にCが含まれず、かつAが過半数以上ある。
	B	良好	優良、要改善以外の評価
	C	要改善	自己評価、所管評価の「総括」にCが2つ以上含まれる。